

社会福祉法人榛桐会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人榛桐会（以下、「法人」という。）の役員及び評議員の報酬及び実費弁償等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事及び評議員の報酬)

第4条 理事長が、理事会及び評議員以外の日において、法人業務及び法人が実施する障害福祉サービス事業（以下「事業」という。）の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び事業の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が評議員会以外の日において、理事長に命を受けて法人及び事業の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費を支給することができる。

(適用除外)

第7条 事業の職員を兼務する役員には、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から改正実施する。

この規程は、平成29年6月22日から改正実施する。

別表1 (第3条関係)

名称	報酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	7,000円	3,000円
評議員会出席報酬等	7,000円	3,000円

別表2 (第4条及び5条関係)

名称	報酬	実費弁償費
理事長業務報酬等	10,000円	職員通勤手当相当
理事及び評議員業務報酬等	7,000円	職員通勤手当相当
監事監査報酬等	5,000円	なし

別表3 (第6条関係)

名称	報酬	実費弁償費
報酬及び旅費	10,000円	旅費規程による